

平成 23 年度ごみ処理基本計画

アクションプログラム

アクションプログラムの背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定し、そして 5 年目にあたる平成 22 年度は中間的な見直しをするとともに、目標値に対する中間評価をするものとなっていました。

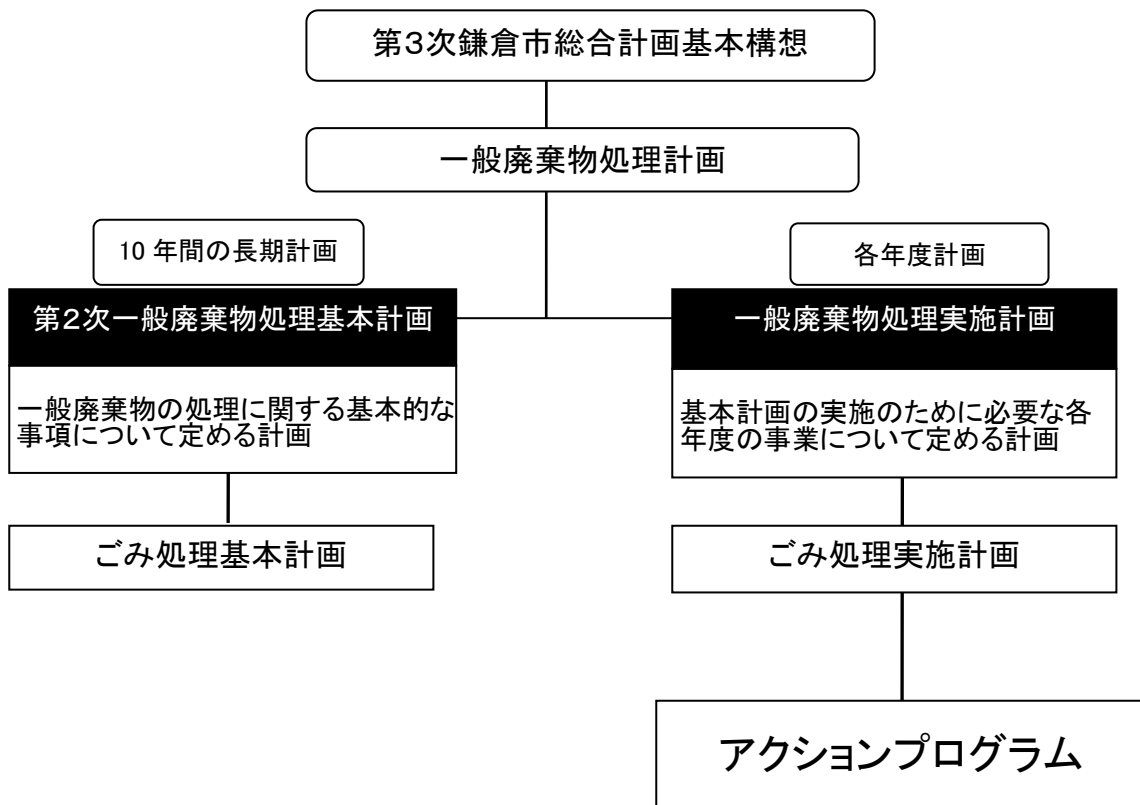
この 5 年間の推計人口との乖離、ごみ処理広域化の状況変化、生ごみ資源化施策の状況変化、また、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要であったことから、平成 23 年 6 月 13 日にごみ処理基本計画の見直しを行いました。

今回の見直しでは、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、「環境保全の重要性」など新たな見地も含めた検討を行うとともに、さらなる市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化の充実拡大を行うものとなり、この見直しの計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間となります。

ごみ処理基本計画のうち、単年度に分けたものをごみ処理実施計画といい、ごみ処理実施計画に基づいた具体の施策がアクションプログラムです。

ごみ処理基本計画の見直しの検討作業と同時に、アクションプログラムの作成検討を行っており、平成 23 年 4 月からアクションを始めました。

今回、平成 23 年 8 月 29 日に平成 23 年度アクションプログラムを策定しました。



減量・資源化対策の実施事業のスケジュール

(第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し) P29)

主な実施事業	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
家庭・地域に対する働きかけ					
家庭用生ごみ処理機のさらなる普及	啓発・助成				
家庭用生ごみ処理機の使用継続の働きかけ	機器の展示、専門アドバイザーの設置等				
モデル地域における生ごみ処理機の普及	実施				
地域等における大型生ごみ処理機設置	実施				
事業所・商店街に対する働きかけ					
事業所における資源物分別の徹底	啓発	ピット前調査強化			
多量排出事業所における生ごみ資源化の促進	啓発	資源化			
大型生ごみ処理機モデル機の設置	試行				
飲食業等中小規模事業所における生ごみ資源化の促進	検討		モデル地区		資源化
その他のごみ減量・資源化の方策					
リサイクルの推進－資源化品目の拡大					
竹・笹・シュロ	資源化				
布団、畳、木質廃材、紙おむつ		資源化			
制度としてのごみ減量化誘導方策の実施					
家庭の燃やすごみ等の戸別収集		モデル地区		全市実施	
家庭系ごみの有料化				実施	
事業系ごみ処理手数料の改定					実施
市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進					
(仮)鎌倉のごみ未来を考え行動する市民会議の創設	活動				

上記のスケジュールに基づき、次の10項目の重点項目により進行管理を行います。

家庭・地域に対する働きかけ

重点項目1 家庭系生ごみ処理機のさらなる普及促進

事業所・商店街に対する働きかけ

重点項目2 事業所における資源物分別の徹底

重点項目3 多量排出事業所における生ごみ資源化の促進

重点項目4 中小規模事業所における生ごみ資源化

その他のごみ減量・資源化の方策

重点項目5 資源化品目の拡大

重点項目6 3R啓発

制度としてのごみ減量化誘導方策の実施

重点項目7 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進

重点項目8 鎌倉ごみ行動チームとの協働

その他

重点項目9 名越クリーンセンター延命化

重点項目10 生ごみ資源化施設・新たな焼却施設の調査検討

重点項目 1

家庭系生ごみ処理機のさらなる普及促進

ごみの減量の推進のためには、家庭系燃やすごみに含まれる生ごみの減量が必要です。よって、家庭系生ごみ処理機のさらなる普及促進を図ります。

平成 22 年度に実施したアンケート結果を基に、平成 27 年度における家庭用生ごみ処理機の普及目標を 21,400 台(普及率 29.2%)と設定しました。なお、平成 22 年度の普及推計台数は 12,150 台(普及率 16.6%)です。

自治・町内会の会合や地域・学校・幼稚園・保育園等で開催されるイベントなどで生ごみ処理機の紹介を積極的に行うほか、笛田リサイクルセンターで各種生ごみ処理機の常設展示と説明を行います。

自治・町内会等の 1 カ所について、モデル地区事業への参加を呼びかけ、生ごみ処理機 60 台(数種類のなかから自由に選択)の貸与を実施します。

地域や集合住宅の 1 カ所について、市が大型生ごみ処理機を設置し、周辺住民の世帯の生ごみを処理します。

アクション	平成23年度目標 合計237トン 家庭用生ごみ処理機 1,840台(230トン)、大型生ごみ処理機 1台(7トン)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○説明会 ●自治・町内会等 目標:54回の実施 ●学校、幼稚園、保育園でのイベント等での保護者への展示と説明 目標:30回の実施 ●キャンペーン 支所、地域イベント等での展示と説明 目標:15回の実施	←----->											
○ 笛田リサイクルセンターでの実機展示と説明	←----->											
○ 家庭用生ごみ処理機メーカーとの普及促進協議会設立と活動	←----->											
○ 新たな家庭用生ごみ処理機普及施策の検討と実施	←----->											
○ 販売店でのキャンペーン	←----->											
○ 生ごみ処理機モデル地区	←----->											
○ 地域等の大型生ごみ処理機	←----->											

重点項目 2

事業所における資源物分別の徹底

ごみの発生抑制、減量の推進について、家庭系、事業系別に平成 21 年度実績を平成 15 年度と比較すると、家庭系では 6.9%の減少、事業系は 8.5%の増加となっており、事業系ごみの発生抑制が進んでいません。事業所においては、事業活動におけるごみの発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することが求められます。

平成 22 年度に鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者(以後、「許可業者」という。)収集分のサンプリング組成分析を行った結果、資源物が 28.5%混入してました。平成 24 年度にピット前コンベアごみ投入検査機を導入し、排出事業者や許可業者への啓発、指導を強力に行うことにより、混入していると推計される資源物量を削減します。

アクション	平成23年度目標 資源物の分別により、焼却削減量 170トン											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ クリーンセンター搬入の指導基準(手順)の作成 収集事業者、排出事業者に対する基準	←-----→											
○ 許可業者との協議 許可業者への説明 許可業者と行政による検討 チームの設置 検討チームでの検討	←-----→		○		←-----→							
○ 排出事業者啓発用チラシ・パネルの作成と配布・掲示	←-----→						以降、配布・掲示					
○ 排出事業者への啓発	←-----→						←-----→					
○ ピット前調査と指導	← 調査 ----->		← 指導 ----->		← 調査 ----->		← 指導 ----->		← 調査 ----->		← 指導 ----->	
○ 検査機の機種選定、設置場所の検討	←-----→						←-----→					

重点項目 3

多量排出事業所における生ごみ資源化の促進

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例により「減量化及び資源化計画書」の提出を義務付けられている多量排出事業所(ごみ排出量毎月 3 t 以上)が平成 22 年度には 43 か所あり、市で処分した生ごみ(厨芥類)は約 2,160 t です。これらの事業所に生ごみ(厨芥類)を再生事業者へ処理委託できないかを尋ねたところ、コストを条件に示した事業所も含めて、資源化可能の回答が 11 事業所からありました。これらの事業所へ、大型生ごみ処理機の設置や資源化事業者への委託などによる生ごみ資源化を促します。事業所への働きかけにより 40%が資源化委託を行うとして 860 t の削減を見込みました。

また、市で試験的に大型生ごみ処理機を設置し、その利用方法等を周知することで、大型生ごみ処理機導入の促進を図ります。

アクション	平成23年度目標 大型生ごみ処理機 1台設置 焼却削減量 7トン												
	平成23年										平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 多量排出事業所の抽出	←-----→												
○ 「資源化及び資源化計画書」の提出依頼		←-----→											
○ 「資源化及び資源化計画書」の提出			←-----→										
○ 資源化先リストの作成	←-----→												
○ 事業所別資源化、排出量のデータ作成			←-----→										
○ 事業所への訪問指導 (大型生ごみ処理機等の普及 (分別徹底、生ごみ資源化)					←-----→								
○ 大型生ごみ処理機(モデル機)の設置場所の選定、設置、検証									設置	←-----→			

重点項目 4

中小規模事業所における生ごみ資源化

前記の多量排出事業所以外の中小規模事業所が排出する生ごみ(厨芥類)の焼却量は 6,240 t と推計され、事業所全体の厨芥類排出量の 7 割以上に上ります。

中小規模事業所では、①事業所は生ごみを分別、従来通り鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下、「許可業者」という。)との契約、②許可業者は市の積替施設へ搬送し、市に処理手数料を支払う、③市が生ごみの再生事業者に資源化契約を行う、という仕組みで、生ごみの資源化を行います。平成 25 年度からモデル事業が開始できるように、今後、制度内容や積替施設の検討、事業所への啓発などを進めます。

アクション	平成23年度目標 平成25年度からのモデル収集、平成27年度からの実施に向けた、中小事業所からの生ごみの収集と、その資源化の施策の構築。 (平成23年度の焼却削減量は 0トン)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 許可業者への説明	←-----→											
許可業者と行政による検討チームの設置		○										
検討チームでの検討	←-----→											
○ 積替施設の候補地検討	←-----→											
○ 排出事業者への事前周知			←-----→									
○ 生ごみ資源化処理業者の検討	←---→											

重点項目 5

資源化品目の拡大

「粗大ごみ」や「持ち込みごみ」として排出された布団は、これまで焼却処分をしてきましたが、これを、固形燃料の材料に資源化します。

零細事業者保護の観点から、畳屋の事業活動から出る廃畳について焼却処分をしてきましたが、これを布団と同様に固形燃料の材料に資源化を行います。

畳と同様の観点から、零細建築事業者から排出される一定量以下の木質廃材について焼却処分をしてきましたが、これを建材ボード原料に資源化を行います。

平成 23 年度は、一時保管をする場所を確保し、平成 24 年度から資源化を開始します。

竹、笹、シュロ類については焼却処分をしてきましたが、資源化業者にて処理可能となったため植木剪定材とともに資源化を進めていきます。

紙おむつは、設備規模が小さくて済む燃料材への資源化を行います。分別排出、収集の容易さから、声かけふれあい収集家庭と高齢者福祉施設から排出される紙おむつの資源化を実施することとしました。資源化施設は、平成 23 年度に設置用地の選定を行い、平成 24 年度に設置します。

アクション	平成23年度目標 竹・笹・シュロ類の資源化量 240トン											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 布団・畳・木質廃材の資源化 一時保管場所の選定、確保	←----->											
○ 竹・笹・シュロ類の資源化	←----->											
○ 紙おむつの資源化 (関連部署:高齢者いきいき課) 高齢者福祉施設等への説明、協議	←----->											
施設設置場所の検討、決定	←----->											

重点項目 6

3 Rの啓発

循環型社会形成を推進していく優先順位はリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)、熱回収、適正処分です。

市民に対しては、マイバッグ運動や不要な物品を購入しない、使い捨て製品の使用自粛などのライフスタイルの見直しを通じて啓発を継続していきます。事業者に対しては、生産工程における3Rの推進、飲食業における使い捨て物品の使用抑制、小売業などにおける包装材の削減などを呼び掛けていきます。

自治・町内会や市民活動団体などが開催する行事等におけるリユース食器の利用を促進するため、レンタル費用に対する補助制度を創設します。市民活動団体との協働で実施している不用品交換制度(リユースネット)を、市民に周知するとともに、制度の充実を検討します。

市民や市民活動団体によるフリーマーケットの情報発信や支援を行います。

低年齢層のこどもにごみの減量・資源化について関心を持ってもらうことは、こどもを通じて家庭への波及効果が期待できます。これまでも市内小学校、保育園、幼稚園で実施してきましたが、より実践的で、ごみ問題に関心を持ってもらえるよう実施していきます。

また、家庭・地域に向けて、引き続き広報紙などの印刷物やホームページなどを通じて啓発を行います。

アクション	平成23年度目標 市民、事業者、行政がそれぞれが具体的な取り組みを実践するための働きかけとその他の施策の実施。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ リユース食器の利用促進 リユース食器補助制度の整備	←-----→											
リユース食器補助制度の運用	←-----→											
リユース食器と補助制度のPR	←-----→											
○ リユース市の検討 リユース市(「くるくる」)の実施	←-----→											
リユース市(市民団体主催)等への支援の検討 リユースネットの再構築	←-----→ 現状把握←-----→ 案検討←-----→											
○ ごみ処理基本計画の周知 広報かまくら ホームページ (関連部署: 広報課)	←-----→ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○											
○ 環境教育の実施 (関連部署: 教育指導課 : 教育センター)	←-----→											

重点項目 7

家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

家庭系ごみは各家庭がクリーンステーション(以下、「CS」という。)に出して収集を行っていますが、カラス被害によりCSに係る近隣トラブルの発生や、燃やすごみに資源物が混入していることが課題です。

各家庭の前(集合住宅を除く)にごみを出して収集する戸別収集は、排出者が明確なため資源物の混入が減り、ごみ出しが容易になります。反面、収集に時間がかかり、収集費用がかさみます。

家庭系ごみの有料化については、平成17年度に国において有料化の推進を図る方針が示されました。全国的には家庭系ごみの一部または全部を有料化している市区町村は平成21年度で61.3%です。有料化はごみ処理費用の負担の公平性が確保できること並びにごみの減量と資源化の効果が期待できます。

よって、平成24年度から家庭系燃やすごみ等の戸別収集を実施し、平成25年10月に全市実施を目指します。家庭系ごみの有料化は平成26年度当初からの実施を目指します。有料化の実施により、市民の燃やすごみを減らそうという意識が進むと考えられます。

アクション	平成23年度目標 平成24年度から戸別収集モデル地区の実施、平成25年度の戸別収集全市実施、平成26年度の有料化全市実施に向けて、施策実施のための準備、検討を行う。 (平成23年度の焼却削減量は0トン)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 搬入車両台数及び中継施設活用の検討	←-----→											
○ 軽車両の仕様の検討	←-----→											
○ 戸別収集品目の検討・収集日カレンダーの検討	←-----→											
○ 契約方法の検討	←-----→											
○ モデル地区の検討	←-----→											
○ モデル地区住民説明会等の準備検討	←-----→											
○ 全市概要マップの作成	←-----→											
○ 軽車両積載量調査	←-----→											
○ 有料化制度の検討 モニタリング指定袋の検討	←-----→											

※モデル地区…平成24年度10月より先行して戸別収集する約20,000世帯の地区

重点項目 8

鎌倉ごみ行動チームとの協働

現在のごみ処理を巡る環境は逼迫した状況にあります。行政は、市民、事業者に十分な情報開示と説明を行い、一方、市民、事業者にもそれぞれの立場で、事態を受け止め、行動する必要があります。

市民、事業者、行政が一丸となって、ごみ問題を考え行動することを目指す「鎌倉ごみ行動チーム」を市の呼びかけにより市民、事業者とともに設置し、その活動を支援していきます。

アクション	平成23年度目標 市民、事業者、行政が一体となってごみ問題を考え行動することを目指す推進組織の設置と、その運営。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 鎌倉ごみ行動チーム準備会会合 全体会 イベント等実施		○			○		←→					←→

重点項目 9

名越クリーンセンター延命化

鎌倉市の2カ所のごみ処理施設(焼却施設)のうち、名越クリーンセンター(鎌倉市大町5丁目)は、昭和57年より稼働し、平成14年度に大規模改修(H12.7~H14.11)を行っていますが、焼却施設として老朽化が進んでいます。

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画を実施しないことにより、従来のごみ組成をそのままとしたときの名越クリーンセンター焼却能力を、10年間を超えて維持するための施策を実施します。

アクション	平成23年度目標 平成24年からの延命化工事実施に向けての地元調整及び諸手続きを行う。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)											
	平成23年						平成24年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 新たにごみ質による長寿命化計画策定												
○ 生活環境影響調査												
○ 工事発注仕様書作成												
○ プラントメーカー選定支援業務												
○ 地元住民との協議												
○ 生ごみ分別組成調査(名越クリーンセンター延命化工事に関連して)												

重点項目 10

生ごみ資源化施設・新たな焼却施設の調査検討

生ごみを資源化する施設については、生ごみと下水汚泥を混合メタン発酵処理する施設の検討を行った経過があります。今後のメタン発酵技術の進歩や取り組み事例の増加、バイオマス利活用関連の法整備、交付金要綱の改定、地球温暖化対策、エネルギー施設など、廃棄物行政をとりまく状況の変化を見定めながら、今後も最新の技術動向などの情報収集に努めるとともに調査研究を進めます。

名越クリーンセンターの延命化工事の実施、今泉クリーンセンターの焼却停止等を踏まえつつ、ごみ処理施設の在り方について中長期的な検討をする必要があります。

特にごみ焼却施設の新設は、本市の重要課題であり、逗子市との広域的なごみ処理を考慮しながら早急に進めていかなければなりません。

本市のごみ処理施設については、市内に施設整備のための新たな用地を確保することが極めて困難な現状を考慮し、現在の施設の利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間事業者の活用など、様々な角度から検討していきます。

アクション	平成23年度目標 生ごみ・下水汚泥等の資源化について調査、研究を行う。新たな焼却施設について逗子市と協議を行う。 (焼却量削減の目標設定は行っていない)												
	平成23年											平成24年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 生ごみ資源化施設の調査研究				←									→
○ 新たな焼却施設の調査検討				←									→